

朝来市人生いきいき住宅助成事業のご案内



2019 年4月

朝来市健康福祉部高年福祉課

1 事業の目的

高齢者及び障害者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう、既存住宅の改造及び増改築に係る費用を助成するものです。

2 対象者

市内に居住する世帯で、下記のいずれかに該当する方が居住する世帯が対象です。（ただし、所得制限があります。）

(1) 特別型

- ① 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③ 療育手帳の交付を受けている方

(2) 一般型

65歳以上で、上記特別型の対象とならない方

【所得制限】(特別型・一般型共通)

生計を一にする世帯が、下記の所得要件に該当する場合は助成対象になりません。

- ① 生計中心者が給与収入のみの方で、前年分の給与収入金額が800万円を超える世帯
- ② 生計中心者が給与収入のみ以外の方で、前年分の所得金額が600万円を超える世帯

3 助成対象工事

(1) 特別型

対象者が居住する住宅で、日常生活を営むうえで支障となっている部分を取り除くために改造が必要な箇所で、介護保険制度の住宅改修と一体的に行われる工事。（市が委嘱する住まいの改良相談員の認定が必要です。）

別表に記載されている一般型の工事内容に準じます。

(2) 一般型

対象者が居住する住宅で、現在及び今後不便になると予想される箇所であり、別表に記載されている工事内容に限ります。

(3) 増改築を伴う場合

高齢者・障害者等のために行うバリアフリー工事で、住宅改造・一般型又は特別型の対象工事と併せて、住宅の構造耐力上主要な部分の一部を除去し、間取りの変更を行い、住宅の延べ面積を増加させる増改築工事を行う場合。（増改築工事対象部分は、住宅改造・一般型又は特別型の対象工事部分のみに限られます。）

4 助成金の額

(1) 特別型

助成対象となる工事費用（介護保険の住宅改修費及び地域生活支援事業の住宅改修費を含んだ額）の合計額と 100 万円を比較して低い方の額から、20 万円（介護保険の住宅改修費及び地域生活支援事業の住宅改修費限度額）を控除した額に、下表の助成率を乗じて算出した額を助成します。

特別型階層	世帯階層区分	助成率
B	生活保護法による被保護世帯	3分の3
C	生計中心者が当該年度分市民税非課税の世帯	10分の9
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税均等割のみ課税の世帯	10分の9
E	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税所得割及び均等割課税の世帯	3分の2
F	生計中心者が前年分所得税課税でその額が 70,000 円以下の世帯	2分の1
G	生計中心者の前年分所得税額が 70,000 円を超える世帯	3分の1

(2) 一般型

一般型階層	助成対象工事費	助成額
A 1	75,000 円以上 150,000 円未満	40,000 円
A 2	150,000 円以上 300,000 円未満	75,000 円
A 3	300,000 円以上 600,000 円未満	150,000 円
A 4	600,000 円以上 900,000 円未満	250,000 円
A 5	900,000 円以上	300,000 円

※ 工事費 75,000 円未満は助成対象外

(3) 増改築を伴う場合

増改築工事にかかる経費について、助成対象工事費 150 万円を上限とし、その 3 分の 1 を住宅改造・一般型又は特別型に追加して助成します。

改造箇所	助成対象工事費限度額		助成率
玄関、居室、浴室、便所及びそれらを結ぶ経路	150,000 円 × 増改築面積	合計 1,500,000 円	3分の1
ミニキッチン (一般型のみ)	300,000 円		

5 申請から助成までの流れ

- (1) 申請について相談（申請者→高年福祉課）
↓
- (2) 申請書提出（申請者→高年福祉課・高齢者相談センター）
↓
- (3) 申請内容審査（※事前に職員が訪問して現状を調査します。
一般型については施工業者、特別型については併せて
ケアマネージャーに立会を依頼してください。）
↓
- (4) 助成決定通知（高年福祉課→申請者）
↓
- (5) 工事実施（※助成決定前に工事をされたものは、助成の対象となりません。）
↓
- (6) 工事完了届提出（申請者→高年福祉課）
↓
- (7) 完了検査（※職員が訪問して検査します。）
↓
- (8) 助成金額の確定（高年福祉課）
↓
- (9) 助成金請求書提出（申請者→高年福祉課）
↓
- (10) 助成金の支払い（高年福祉課→申請者）

簡易耐震診断の実施

【助成要件】(特別型・一般型共通)

- ① 新築は対象になりません。
- ② 一般型と特別型の併用は不可です。
- ③ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅等については、簡易耐震診断を受けていただく必要があります（過去に一度受けられている場合は、再度受けいただく必要はありません）。
- ④ 一般型については、2箇所以上の手すり取り付けまたは屋内すべての段差解消を行うことが条件です。
- ⑤ 助成決定前に工事をされたものは、助成の対象となりません。また、契約は助成決定通知後をお願いします。
- ⑥ 当該助成を受けた世帯は、再度、助成を受けることはできません。
（※身体状況が大きく変化した場合に再度改造が必要と判断された場合を除く）
- ⑦ 申請を希望される際には、事前に相談にお越しく下さい。（電話相談可）
- ⑧ 申請額が予算額に達した時点で、当該年度の申請受付を終了します。

【申請に必要な書類】

1 工事開始前に提出していただく書類

(1)住宅助成事業交付申請書

(原則として、対象者の属する世帯のなかで最も所得の多い方が申請者となります。)

(2)工事の図面

(現状図面と改修図面の2種類。必要に応じてユニットバス仕様書等を添付してください。)

(3)工事見積書

(施工業者作成分と対象工事費見積書の2種類)

(4)工事施工前の写真

(日付が入っているもの)

(5)工事承諾書

(借家・公営住宅・賃貸住宅の場合のみ必要。持ち家の場合は不要です。)

(6)市県民税所得課税証明書及び所得税額を確認できる書類

(※ 前年度の1月2日以後に朝来市に転入された方のみ必要)

(7)確約書 ※特別型の場合のみ必要

(対象者が施設に入所せず自宅での生活を希望することを確認するものです。)

(8)調査書 ※特別型の場合のみ必要

(住まいの改良相談員が作成します。)

(9)介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書 ※特別型の場合のみ必要

2 助成決定の通知があつてから提出していただく書類

(10)住宅助成事業工事着手届

3 工事が完了したら提出していただく書類

(11)住宅助成事業工事完了届

(12)住宅助成事業助成金請求書

(13)工事請負契約書の写し

(14)工事に係る費用の領収書の写し

(対象者宅の工事であることがわかるもの)

(15)工事施工後の写真

(日付が入っているもの)

(16)簡易耐震診断を受けたことがわかる書類の写し

(昭和 56 年5月 31 日以前に着工された住宅の場合のみ必要)

【助成額の計算例】

(1) 特別型で、介護保険認定者、特別型世帯階層区分Gの場合

改造箇所	浴室	便所	玄関	合計
改造に要した工事費 (介護保険対象工事含む)	500,000 円	250,000 円	30,000 円	780,000 円

780,000 円 - 200,000 円 (介護保険住宅改修費限度額) = 580,000 円

580,000 円 × 1/3 (助成率) = 193,000 円 (助成額・千円未満切捨て)

(2) 特別型で、介護保険認定者、特別型世帯階層区分Fの場合

改造箇所	浴室	便所	玄関	合計
改造に要した工事費 (介護保険対象工事含む)	700,000 円	250,000 円	230,000 円	1,180,000 円

1,000,000 円 (対象工事費限度額) - 200,000 円 (介護保険住宅改修費限度額) = 800,000 円

800,000 円 × 1/2 (助成率) = 400,000 円 (助成額)

(3) 一般型

改造箇所	浴室	便所	合計
改造に要した工事費	250,000 円	150,000 円	400,000 円

一般型階層A3に該当 150,000 円 (助成額)

別表

住宅改造・一般型に係る助成対象工事

改造箇所	助成対象工事
浴室 洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室出入口の段差解消 (1) 床面の嵩上げ
	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室出入口の段差解消 (2) すのこの設置
	<ul style="list-style-type: none"> ・開口幅確保のための間仕切り壁の改造
	<ul style="list-style-type: none"> ・中折戸、引き戸への取替え
	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け
	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室へのシャワーの取付け
	<ul style="list-style-type: none"> ・サーモスタット式混合栓への取替え
	<ul style="list-style-type: none"> ・レバー式水栓等への取替え
	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の取替え
	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室への介助用電動吊具の取付け（移動式を除く。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター型洗面台への取替え（※1）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアガラスのプラスチックガラス等への取替え
	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ブザーの取付け
	<ul style="list-style-type: none"> ・位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取替え
	<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消のための床の張り替え ・段差解消のための洗面所の開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え ・高齢者等に配慮したユニットバスの設置（※2）
	便所
<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消のための床の張替え 	
<ul style="list-style-type: none"> ・引き戸への取替え 	
<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 	
<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け 	
<ul style="list-style-type: none"> ・レバーハンドル錠等への取替え 	
<ul style="list-style-type: none"> ・和便器の洋便器への取替え、洋便器の設置（既存の洋便器の取替えを除く。） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・人感センサー機能付便器洗浄装置の取付け 	
<ul style="list-style-type: none"> ・暖房便座用電源コンセントの設置 	
<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ブザーの取付け 	
<ul style="list-style-type: none"> ・人感センサー照明スイッチへの取替え 	
<ul style="list-style-type: none"> ・位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取替え ・手洗いの人感センサー機能付水栓への取替え 	

玄関 (玄関から道路までに至る通路を含む。)	・ 開口幅確保のための間仕切り壁の改造
	・ 段差解消
	・ 上がりかまちの下足灯の設置
	・ 玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ化又は段差階段昇降機の取付け）
	・ 玄関から道路までの通路への下足灯の設置
	・ 手すりの取付け（玄関から道路までの通路への手すりを含む。）
	・ レバーハンドル錠等への取替え
	・ 濡れても滑らない材料への取替え
	・ 開き戸式の場合のドアクローザーの設置
	・ 人感センサー照明スイッチへの取替え
廊下 階段	・ 位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取替え
	・ 階段部への滑り止めの取付け
	・ 階段の蹴込み板の取付け
	・ 階段昇降機の取付け（1階に高齢者等の居室を作れないなどやむをえない場合に限る）
	・ 足元灯の設置
	・ 三路スイッチの取付け
	・ 人感センサー照明スイッチへの取替え
	・ 位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取替え
居室 (対象者用に限る。)	・ 手すりの取付け
	・ 段差解消のための廊下の床の張り替え
	・ 出入口の段差解消
	・ 段差解消のための床の張り替え
	・ 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取替え
	・ 開き戸から引き戸又は折りたたみ戸への改造
	・ 開口幅確保のための間仕切り壁の改造
	・ 畳からフローリングへの床の張り替え
	・ 冷暖房用スリーブの設置
台所	・ 冷暖房機用電源コンセントの設置
	・ 位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取替え
	・ 段差解消のための床の張り替え
	・ 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取替え
	・ 流し台の改造（車椅子対応型流し台への変更）（※3）
	・ レバー式水栓への取替え（混合式も可）
	・ レバーハンドル錠等への取替え
・ 位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取替え	

※1

【洗面台の要件】

- (1)車椅子対応タイプであること。
- (2)図面が必要です。

※2

【ユニットバスの要件】

- (1)浴室出入り口が段差解消されていること。
- (2)浴室出入り口が65cm以上確保されていること。
- (3)中折り戸あるいは引き戸であること。
- (4)浴槽及び洗い場に手すりが設置されていること。
- (5)洗い場の上面から浴槽の縁までの高さが35cm～45cmであること。
- (6)サーモスタット式混合栓、レバー式水栓であること。
- (7)図面が必要です。

※3

【流し台の改造の要件】

- (1)車椅子対応タイプであること。
- (2)図面が必要です。

【その他】

(1)電気工事、配管工事等付帯工事

助成対象工事を行う上で必要な場合のみ対象となります。(屋内部分のみ。)

(2)大工手間賃、諸経費等

助成対象工事と助成対象外工事がある場合は、助成対象工事部分のみ対象となります。

(3)屋根、天井、壁工事

屋根、天井工事は対象になりません。壁については、手すり取り付け時の補強・開口幅確保の場合などは対象になります。